

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	7	担当課	建築住宅課
法令名	建築基準法	根拠条項	77 の24- 4	不利益処 分の種類	指定確認検査機関に対する 確認検査員の解任命令
<p>(確認検査員)</p> <p>第七十七条の二十四 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、<b>確認検査員又は副確認検査員</b>（当該確認検査が大規模建築物に係るものである場合にあつては、<b>確認検査員</b>）に確認検査を実施させなければならない。</p> <p>2 <b>確認検査員</b>は、第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の<b>一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。</b>）を受けている者のうちから、選任しなければならない。</p> <p>3 <b>副確認検査員</b>は、第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の<b>二級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。</b>）を受けている者のうちから、選任しなければならない。</p> <p>4 指定確認検査機関は、<b>確認検査員又は副確認検査員</b>を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣等に届け出なければならない。</p> <p>5 国土交通大臣等は、<b>確認検査員又は副確認検査員</b>の在任により指定確認検査機関が第七十七条の二十第五号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定確認検査機関に対し、その<b>確認検査員又は副確認検査員</b>を解任すべきことを命ずることができる。</p>					